

粗大ごみ

■ 粗大ごみの対象となるもの

家庭から出たごみで、以下の条件のいずれかに該当するもので申込対象外に該当しないもの

- 長さ1m以上
- 重さ10kg以上のもの
- 箱型の場合は横幅・奥行き・高さの合計が1m50cm以上
例:大型家具類、自転車、浴槽、スキー板、スノーボード、物干し竿、ぶらんこなど



■ 申込対象外

- 上記の条件に該当しないもの
- パソコン(9ページを参照してください)
- エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(8ページを参照してください)
- 戸、扉、畳など、ごみの分類表で自己搬入とされているもの(有料の場合あり。10ページ及び12～21ページを参照してください。)
- その他、ごみの分別表で自己搬入とされているもの(12～21ページを参照してください)
- 自動車及び自動車部品(タイヤ、バッテリーを含む。)、バイク、農機類、消火器、建設廃材、サッシ、ピアノ、ドラム缶、ガスボンベ、その他の処理困難物(それぞれ、販売店か廃棄物収集運搬処理業者(有料)に処理を依頼してください。)
- 事業所で使っていたものまたは事業活動により生じたもの(事業所ごみの処理方法は7ページ、収集しないごみを参照してください)

■ 粗大ごみ回収の申込方法

- ① 電話で清掃課(電話 **024-924-2181**)に収集を申し込んでください。その際に、住所(アパート名、方書まで)、氏名、電話番号、回収をご希望している品物を確認します。申込点数は1週1回につき5点までです。(無料)
- ② 翌週に収集業者から収集日決定のご連絡を差し上げます。※日時の指定は出来ません。
- ③ 収集業者から指定された日の午前8時までに、品物を敷地の中の道路沿いまで出していただきます。その際に、「粗大ごみ(名字)」と書いた張り紙を、品物それぞれに貼っていただきます。
- ④ 収集業者が、張り紙を目印に回収します。

粗大ごみ
がくと

※引越しの場合や自宅整理などで多量にある場合は、クリーンセンターへ自己搬入(清掃課や行政センターで交付している「廃棄物搬入確認券」を持参すると無料になるものもあります。)するか一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)に処理を依頼してください。

※収集の申込みがあった家具類のうち、状態のよいものは希望する市民の皆さんへ無償で提供する「粗大ごみリユース(再使用)推進事業」に使用することがあります。詳しくは7ページを参照してください。

■ **粗大ごみはクリーンセンターへの自己搬入も可能です。**
(詳しくは10ページを参照してください。)

収集しないごみ

以下のものはごみ集積所には出せません

- 一時的な大量ごみ(引越しごみ、庭木剪定くず、自宅整理の場合など)
※自己搬入(10ページを参照)する場合は、清掃課または行政センターで交付している「廃棄物搬入確認券」を持参すると無料になるものもあります。
- 戸、扉、たたみなど
※自己搬入(10ページを参照)するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)に処理を依頼してください。
- 家電リサイクル法に基づく家庭用電気製品(8ページを参照)
- 処理困難物(ピアノ、ドラム缶、ガスボンベ等、12～21ページ参照)



■ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、一般のごみ集積所には出せません!

商店、事業所、飲食店などから排出される廃棄物は、以下の分類に沿って自らの責任において適正に処理してください。

- 産業廃棄物…廃プラスチック、金属くず、グリストラップ汚泥等、法で指定されたもの(処理方法)産業廃棄物処理業者(有料)に収集運搬及び処分を委託してください。
- 事業系一般廃棄物…産業廃棄物以外のごみ。書類、伝票等(処理方法)クリーンセンターに自己搬入(有料)するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)に収集運搬を依頼してください。
- 資源物…古紙、びん、缶、ペットボトル・プラスチック製容器包装(処理方法)資源回収事業者(有料)に収集運搬を委託してください。

集団資源回収

資源回収推進報奨金制度

■ ごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識を高揚し、資源の有効利用を図ることを目的として、再利用可能な資源物の集団回収を展開し、実績をあげた町内会その他団体に対して1キログラムについて5円の報奨金を交付しています。

■ 対象団体

集団回収を定期的実施する市内の地域住民で組織する町内会、その他団体とします。なお、清掃課へ団体登録が必要です。

■ 回収品目

- (1) 古紙…新聞紙類・雑誌類・段ボール類・紙パック
- (2) 金属…鉄類、非鉄類
- (3) 繊維…布類、ポロ類
- (4) びん…酒びん類、ジュースびん類



すすんで参加
しましょう

粗大ごみリユース(再使用)推進事業

■ リユース家具展示会

郡山市では、ごみ減量の基本3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動の一つとして、粗大ごみ(6ページを参照)の中から、使用状態が良く、修理をしない状態のまま使用できる家具(タンス、棚、テーブル等)を無償で市民の皆様へ提供する、リユース家具展示会を開催しております。開催日時等は「広報こおりやま」等でお知らせします。



※ご家庭に「不要になったがまだ使える家具類(タンス、棚、テーブル等)」がある場合には、リユース家具として再使用できますので、清掃課(電話 **024-924-2181**)にご連絡ください。